

## 市外の届出保育施設に入所している 児童の保護者のみなさまへ

### 市外の届出保育施設（認可外保育施設）に入所 している児童の保育料の一部を助成します

天童市では、保護者の子育てに係る負担の軽減を図るため、市内の届出保育施設等（認可外保育施設）に入所している児童の保育料の一部について、施設を通じて助成していますが、この度、市外の届出保育施設等（認可外保育施設）に入所している児童についても、保育料の一部を助成することとしました。

つきましては、補助金を受給するためには、下記のとおり申請が必要となりますのでお知らせします。

#### ◎ 助成となる対象及び条件

- |                              |
|------------------------------|
| 1 児童及び保護者が天童市に住所を有していること     |
| 2 市外届出保育施設等に連続して1月以上入所していること |

#### ◎ 助成額（月額）

同一世帯内で届出保育施設等、特定教育・保育施設、幼稚園及び児童館（以下「保育施設等」という。）に入所している児童（兄弟姉妹）の人数によって助成額は異なります

児童の要件	助成額
第1子の児童（同一世帯内で保育施設等に入所している兄又は姉がいない児童）	保育料（月額）の4分の1の額（100円未満の端数は、切り捨てる。）と6,000円のいずれか少ない額
第2子の児童（同一世帯内で保育施設等に入所している兄又は姉が1人いる児童）	保育料（月額）の2分の1の額（100円未満の端数は、切り捨てる。）と12,000円のいずれか少ない額
第3子以降の児童（同一世帯内で保育施設等に入所している兄又は姉が2人以上いる児童）	保育料（月額）と24,000円のいずれか少ない額

#### ◎ 施行年月日 平成27年4月1日から

#### ◎ 手続きの方法

- |  |
|--|
| 1 保護者の方は、半期ごとに申請書に必要な事項を記入（一部、届出保育施設等の記入、証明が必要です）し、市に提出してください。<br>前期：4月～9月分保育料（提出期間10月15日まで）<br>提出期間後の申請については、随時交付となります。<br>後期：10月～3月分保育料（提出期間4月15日まで） |
| 2 申請書等を確認し、保護者（登録した口座）に補助金を交付します。  |

<お問い合わせ先>

天童市子育て支援課児童育成係  
TEL 654-1111 内線 725  
FAX 654-2482

